

法隆寺地域の仏教建造物

摘要

「法隆寺地域の仏教建造物」は奈良県に所在する。この世界遺産は法隆寺と法起寺の2つの寺院における48棟の木造建造物から成る。法隆寺の面積は14.6ha、法起寺は0.7haである。2つの寺院は面積570.7haの緩衝地帯に囲まれている。

「法隆寺地域の仏教建造物」は、日本に仏教が伝来した直後に創建された日本最古の仏教建造物であり、その後の寺院建築に多大なる影響を与えた。

資産内にある11棟は、7世紀後半から8世紀にかけて建立されたもので、現存する世界最古級の木造建築に類する。創建された法隆寺はいったん670年に焼失したが、その遺構は現在の法隆寺境内の地下に若草伽藍跡から現西院の南東に至って残る。再建は焼失のほぼ直後から始まり、8世紀初頭まで続いた。

建造物は中国の柱間構造を基にしており、これは入り組んだ肘木によって急勾配の屋根の重みを巨大な木造の支柱に分散させる軸組工法を改良したものである。エンタシスをもつ柱や雲形肘木を巧みに利用しているという点で注目に値する。

これらの木造建築の傑作は、中国の仏教建築及び伽藍配置が日本文化に取り入れられたことを示していることから、芸術史上において重要であるのみならず、建築時期が朝鮮半島を経由して仏教が中国から日本に伝来した時期と合うことから、宗教史上においても重要である。法隆寺は創建時から天皇家の保護を受け、さらに、12世紀頃より盛んになった聖徳太子を尊崇する信仰により、多くの信者を引きつけた。その結果、法隆寺は常に完璧な形で維持保存されてきた。

評価基準

評価基準 (i)

「法隆寺地域の仏教建造物」は、全体的な意匠と細部装飾の双方の点において、木造建築の傑作である。

評価基準 (ii)

これらは、日本に仏教が伝来した直後にまでさかのぼる当国最初期の仏教建造物であり、後代の宗教建築に重大な影響を与えた。

評価基準 (iv)

法隆寺の建造物は、中国の仏教建築及び伽藍配置が日本文化に取り入れられ、後代に日本特有の様式を発展させたことを示している。

評価基準 (vi)

日本に仏教が伝来し、聖徳太子がこれを広めたことは、この文化圏に広く仏教が流布する上での重要な段階であったことを示している。

完全性

資産の境界は、寺院境内の歴史的なまとまりを尊重し、中国の仏教建築及び伽藍配置の影響ならびに日本のその後の仏教建築への影響を示す上で不可欠な建造物を全て含んでいる。

48棟の構成要素からなる資産範囲の保存状況は極めて良好であり、したがって、資産は全体性・無傷性の両方の観点から、完全性の条件を保持している。

真実性

1895年以降の保存作業は、その時代の保存実務における最高水準を保って行われてきた。特に、1934年以降、木造の建造物を保存するための新たな技術が開発され、解体と復原を伴う根本修理において木造建造物の保存に関する健全な先例が確立した。

日本における保存実務は、意匠、材料、技術及び環境の真実性に関して確立された原則に適合している。建造物に対する変更はきわめて部分的であり、歴史的な形式と特色を保持し、創建当初の特徴が保護されている。毀損した部材はやむを得ない場合に限り、伝統技法に則って、慎重に取り替えられている。新しい材料の使用は厳格に規制され、すべての事業計画は専門委員会の意見及び承認に基づくこととされている。復原や部材の取替においては、伝統的な木造建造物から標準化できる構造の規格を考慮し、憶測は最小限にとどめられる。また、修理では、伝統的な工具及び技法を用いることに特別な注意が払われている。48棟の建造物のほとんどが創建当初の位置を動いておらず、歴史的な環境を保持している。

全般的に、資産の真実性は、形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の観点から、高い水準を保持している。

保護・管理に係る要件

資産を構成する48棟の木造建造物は、文化財保護法の下に国宝・重要文化財に指定され、保護されている。また、それらを含む15.3haの区域は、同法の下に史跡に指定され、保護されている。資産の現状を変更する場合には、事前に国の許可を必要とする。

資産の周囲には、適切な範囲の緩衝地帯（570.7ha）が設けられている。緩衝地帯は自然公園法、古都保存法、奈良県風致地区条例により開発の制限が行われている。

資産の管理責任は、所有者である宗教法人法隆寺と宗教法人法起寺にある。法隆寺では、保存修理技術者としての資質が認められた奈良県教育委員会職員が常駐し、修理工事の計画と監督にあたっている。資産の構成要素であるすべての建造物とその周辺の建築が木造であることから、それぞれの建造物には自動火災報知・消火・避雷の各設備が完備されている。加えて、法隆寺、法起寺とも自衛消防組織を結成し、公共消防機関との協力を図っている。

文化庁・奈良県・斑鳩町は、所有者に対して、保存管理に必要な財政的支援及び技術的指導を行っている。